

Column

労働施策と福祉施策、連携を生かす

NPO 法人就労継続支援 A 型事業所全国協議会 理事長 久保寺一男
(社会福祉法人進和学園 統括施設長)

都道府県により状況に差はあるものの、全国的に就労継続支援 A 型事業所(以下、「A 型事業所」という)がこの数年著しく増加しています。急増している運営主体は企業系が多く、一部の事業者は週数日、短時間のサービスで報酬だけ取得、利用者処遇の問題や、一部コンサルタントと称する業者の勧誘などの情報が各方面から寄せられています。

平成 29 年 7 月、岡山県の A 型事業所の廃止・利用者の大量解雇の問題が発生し、その後、愛知県、京都府などに波及しました。しかし、企業を含めた大多数の事業者は、まじめに障害者就労に篤い思いをもって運営され、志ある事業者はこのような状況を大変危惧しています。

障害者総合支援法の A 型事業は、労働の対価としての賃金を支払う労働施策と、障害者の福祉処遇を目的とする福祉施策にまたがる特殊な形態であり、雇用の提供と労働法規を厳守することを条件に、人権の尊重理念を持って利用者の福祉サービスを提供しなければならない第二種社会福祉事業であります。この制度の保護雇用としての側面を考えると、この労働施策と福祉施策が連携する事業は、逆に貴重な制度であり、一般就労の難しい軽度の障害者だけでなく中度・重度の障害者の就労支援としての受け皿として重要な存在です。

NPO 法人就労継続支援 A 型事業所全国協議会(以下、「全 A ネット」という)は、平成 27 年 2 月 28 日、A 型事業の将来に危機感を持った有志により設立されました。趣旨は、障がい者が雇用契約を締結して働く A 型事業所の「質的向上」と障がい者の「労働の可能性」を拡大しエンパワメントを図り、「障がい者も生きやすい世の中は、みんなが生きやすい世の中」の考えのもと、社会的弱者を支援し、また、社会福祉法人立、特定非営利活動法人立、営利企業立の事業が種別を超えて



集結して、誰もが働きやすい社会の実現を目指すものです。

平成 29 年 2 月に指定運営基準の見直しが行われました。その概要は、福祉の給付費を賃金に充ててはならない、就労事業収入から経費を除いたものが賃金総額を上回らなければならない、事業所数の充足程度により指定を制限できるなどです。そして、収支が赤字の事業所には改善計画の提出が義務づけられました。全 A ネットで実施した実態調査でも 7 割の事業所が該当する結果となりました(平成 29 年 8 月に調査報告書とその概要版を発行し、ホームページに公開していますのでご参照ください)。

今回の見直しは貧困ビジネス「悪しき A 型」に退場してもらうことが目的のようです。しかし、まじめに努力している事業所にも影響が及びます。今後、それらの事業所の支援が大切になると考えています。

多様な働き方の提言を受けて、障害者の雇用が推進されますが、一般雇用の場では精神障害者の増加、法定雇用率 UP など課題は山積しています。一般雇用と福祉的就労(雇用)との関係において、A 型事業の在り方を持続可能な制度として定義づけられるとき、障害者を含めた働きづらい人達の就労支援が一步前進するものと確信しています。

